

卷末資料

(1) 用語解説

あ行

一級河川

国土保全又は国民経済上特に重要な水系に係わる河川で、国土交通大臣が指定した河川。

オープンスペース

公園・広場・河川・農地等の建物によって覆われていない土地、敷地内の空地の総称。

か行

開発行為

主として建築物の建築等を目的とした土地の区画形質の変更をいう。

既存ストック

整備された道路、公園の都市基盤施設や住宅等の建築物。

基盤整備

道路、鉄道、上下水道等の都市施設や公共施設を整えること。

居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域として立地適正化計画に定める区域。

近隣住区

幹線街路等に囲まれたおおむね 1 km 四方(面積 100ha)の居住単位。

広域公園

一の市町村の区域を超える広域の区域を対象とし、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。

公募設置管理制度 (Park-PFI)

平成 29 年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利

便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を公募により選定する制度。

コミュニティ

地域社会。共同体意識を持って共同生活を営む地域およびその人々の集団。

さ行

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、すでに市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

自然公園

美しい山河や優れた自然景観に恵まれた地域を保護し、誰もが野外レクリエーションを楽しみ、動植物や地質等の自然を学ぶことができるように指定した公園。自然公園には、国立公園、国定公園及び県立自然公園の3種類がある。国定公園は自然公園法、県立自然公園は愛知県立自然公園条例に定められている。市内には、三河湾国定公園と本宮山県立自然公園がある。

指定管理者制度

住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するための制度。

児童福祉法

児童が良好な環境において生まれ、かつ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律。

住区基幹公園

徒歩圏内に居住する人々の日常的な利用を目的とした都市公園の分類の1つで、街区公園、近隣公園、地区公園が該当する。

た行

第3次豊川市都市計画マスタープラン

都市計画法（第18条の2）に基づき、「豊川市の都市計画に関する基本的な方針」を定めるものであり、豊川市が目指すべき都市の将来像と、その実現に向けた取組の方向性を定めている。

第7次豊川市総合計画

豊川市の目指す都市の将来像を実現するため、長期的な展望のもと、まちづくりの基本目標を定め、さまざまな分野にわたる市の施策を総合的かつ計画的に進めていくための計画。

都市基幹公園

都市住民全般の利用を目的とした都市公園の分類の1つで、総合公園、運動公園がある。

都市機能

都市に必要とされるさまざまな働きやサービスのことで、居住、商業、業務、工業、交通、政治、行政、教育、福祉、医療等の諸活動によって担われるもの。

都市機能施設

医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に大きく寄与するもの。

都市機能誘導区域

居住誘導区域内において設定されるものであり、医療、福祉、子育て支援、商業等の都市機能施設を都市の骨格構造上の拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

都市計画運用指針

国として、今後、都市政策を進めていく上で都市計画制度をどのように運用していくことが望ましいと考えているか、また、その具体の運用が、各制度の趣旨からしてどのような考え方の下でなされることを想定しているか等についての原則的な考え方を示したもの。

都市計画区域

自然的・社会的条件、人口、産業、土地利用、交通量等の現況とその推移を考慮して、一体の都市として、総合的に整備し、開発及び保全する必要のある区域として指定されたもの。

都市計画公園

都市公園法に基づき、地方公共団体又は国が設置および管理する公園又は緑地をいう。良好な都市環境の形成、防災、都市の安全性向上、レクリエーション活動の場の確保、都市景観の向上を図ることを目的としている。

都市計画法

都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的とした都市計画に関する法律。

都市公園

都市計画施設である公園又は緑地で、地方公共団体又は国が設置するもの、及び地方公共団体が都市計画区域において設置する公園又は緑地。

都市公園法

都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として制定され、都市公園の定義や管理に係る事項等について定めた法律。

都市構造

都市を形成する上で必要な交通体系や土地利用、自然環境等の全体的な構成。

都市構造の評価に関するハンドブック

各都市におけるコンパクトなまちづくりに向けた取組を支援する参考図書として、都市構造の評価手法をとりまとめたもの。

都市マネジメント

都市全体から、地域・街区、個々の施設に至る広狭さまざまな都市空間について、それぞれのレベルで幅広い関係者の総力を結集して整備、管理運営等を行い、効率的・効果的に都市機能を高めていく営みのあり方。

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や新設又は変更に関する事業。

豊川市環境基本計画

環境への負荷の少ないライフスタイルを推進し、良好な環境の保全及び創造を実現するため、必要なビジョンや施策を定めた計画。

豊川市公園施設長寿命化計画

都市公園の多種多様で膨大な数の公園施設を対象に調査を行い、今後の計画的な保全・改修計画を策定するもの。豊川市では、市が管理するすべての都市公園を調査対象公園としている。

豊川市公共施設等総合管理計画

本市が所有するすべての公共施設等（学校、河川、道路等）を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理するための計画。

豊川市市民意識調査

市民の意見や要望を幅広く、正確に捉え、市民参加の市政を進めるために、2年ごとに本市が実施している市民意識調査。

豊川市立地適正化計画

平成 26 年 8 月に都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が施行され、住宅及び都市機能施設の立地の適正化を図るために市町村が作成・公表する計画。都市全体の観点から、居住機能や商業・医療等の都市機能施設の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープラン。

は行

ビッグデータ

デジタル化の更なる進展やネットワークの高度化、またスマートフォンやセンサー等 IoT 関連機器の小型化・低コスト化による IoT の進展により、スマートフォン等を通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費行動等に関する情報、また小型化したセンサー等から得られる膨大なデータ。

ま行

マルシェ

フランス語で「市場」を指す。全国の都市公園で、農作物や飲食物販、ワークショップ等のさまざまな形態の出店を募ったマルシェが行われている。

緑の基本計画

都市緑地法に基づき策定される緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画。

民間活力

民間企業の資金力や事業能力。

や行

誘致圏

公園の計画にあたって、対象公園からどの程度の範囲に住む人の利用が見込まれるかとい

う距離。街区公園では半径 250m、近隣公園では半径 500m、地区公園では半径 1 km を誘致圏と考える。

ら行

レクリエーション

仕事や勉強等の疲れを癒すための休養、娯楽。

ローカルルール

法令によって定められた全国一律に適用されるナショナルルールとは異なる、特定の地域に固有のルール。

わ行

ワークショップ

地域に関わる諸問題に対応するために、さまざまな立場の参加者が、経験交流や魅力的な共同作業を通じて、地域の課題発見・創造的な解決策や計画の考案・それらの評価を行う活動。

(2) 策定の経緯

(令和6年度)

月 日	会 議・調 査	内 容
8月26日	第1回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・豊川市公園施設等利活用・適正化計画の概要について ・計画策定のスケジュールについて ・市民アンケート調査の実施について
9月26日	第1回策定委員会	
10月21日 ～11月20日	市民アンケート調査	(調査概要については21頁を参照)

(令和7年度)

月 日	会 議・調 査	内 容
4月17日	第2回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート調査、利用状況調査の実施概要について ・現況カルテ・校区別の評価について ・調査の評価まとめについて
4月25日	第2回策定委員会	
7月4日	第3回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の利活用・適正化における基本的な考え方について ・公園再編計画・地区別公園再編計画案について
7月25日	第3回策定委員会	
10月17日	第4回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画書（素案）について
10月31日	第4回策定委員会	
1月14日 ～2月12日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・計画書（案）について
3月12日	パブリックコメントの結果	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果を策定委員会委員に報告

(3) 豊川市公園施設等利活用・適正化計画策定委員会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「豊川市公園施設等利活用・適正化計画策定委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 豊川市内の都市公園等において、人口減少や少子高齢化等、時代の変遷に伴う市民ニーズの変化や、経年劣化等による施設更新の必要性の高まりなどの理由から、地域のニーズを踏まえた新たな利活用や都市の集約化に対応した公園の再編計画を策定する。本委員会は、計画の策定に関する事項について、調査、検討及び審議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定により市長が委嘱した日から令和8年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置くものとする。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けた時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。なお、委員会を欠席する場合、委員長が適当と認める者を代理者として出席させることができる。

(作業部会)

第7条 委員会は、委員長が指定した専門的事項を調査研究させるため、豊川市公園施設等利活用・適正化計画策定作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

2 作業部会は、別表に掲げる部会員によって構成する。

3 作業部会に部会長を置き、都市整備部公園緑地課長をもって充てる。

4 部会長は、作業部会の事務を掌理し、作業部会の経過及び結果を委員長に報告するもの

とする。

(意見等の聴取)

第8条 委員会及び作業部会は、市長が必要と認めるときは、委員又は部会員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第9条 会議の事務局は、豊川市都市整備部公園緑地課に置く。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

豊川市公園施設等利活用・適正化計画策定作業部会

部会長	都市整備部公園緑地課長		
構成員	部 名	課 名	備 考
	—	危機管理課	課長補佐又は係長のうち部会長が指名する者
	企画部	企画政策課	
	財務部	財産管理課	
	子ども健康部	子育て支援課	
		保育課	
	市民部	市民協働国際課	
	産業環境部	商工観光課	
	建設部	道路河川管理課	
		建築課	
	都市整備部	都市計画課	
	消防本部	総務課	
	教育委員会	スポーツ課	
その他部会長が必要と認める課			

(4) 豊川市公園施設等利活用・適正化計画策定委員名簿

(令和7年度)

区分	策定委員	所属	分野
委員	◎ 岡本 肇	中部大学工学部都市建設工学科 准教授	学識
	○ 臼井 直之	岐阜市立女子短期大学デザイン環境学科 准教授	学識
	落合 利夫	豊川商工会議所 建設関連部会 部会長	商工業
	市川 勝久	豊川造園建設協同組合 理事	造園
	猿渡 裕子	特定非営利活動法人 とよかわ子育てネット 理事	児童福祉
	櫻井 利夫	豊川市連区長会 代表	町内会
オブザーバー	湯浅 健司	愛知県都市・交通局都市基盤部 公園緑地課 課長	県職員
	岩田 勝則	愛知県東三河建設事務所 都市施設整備課 課長	県職員

◎：委員長、 ○：副委員長

【前任者】令和6年度

区分	策定委員	所属	分野
委員	大木 健	豊川市連区長会 会長	町内会
オブザーバー	栗田 雅貴	愛知県都市・交通局都市基盤部 公園緑地課 課長	県職員

豊川市公園施設等利活用・適正化計画

発行 令和8年3月

豊川市 都市整備部 公園緑地課

〒442-8601 豊川市 諏訪1丁目1番地

TEL : 0533-89-2176(直通)

FAX : 0533-89-9570

E-mail : koen@city.toyokawa.lg.jp